

第3章

沖縄の我が国への返還と沖縄の基地問題への取組の開始

(昭和47年度～昭和51年度)

第1節	沖縄の我が国への返還と那覇防衛施設局の設置（昭和47年5月15日）	92
	キーパーソンの証言5 「敬愛する施友よ」 垣花 恵蔵氏（当時：那覇防衛施設局総務部会計課総括補佐）	100
第2節	沖縄県の施設・区域の提供に係る政府間協定の締結（昭和47年5月15日）	102
第3節	沖縄県における公用地暫定使用法に基づく土地使用の開始（昭和47年5月15日）	105
第4節	関東平野空軍施設整理統合計画（KPCP）への取組の開始（昭和48年1月23日）	109
	キーパーソンの証言6 「KPCPと法改正運動」 坂本 昭氏（当時：福生市秘書調査室秘書調査係長）	114
第5節	北富士演習場使用協定の締結（昭和48年4月3日）	116
第6節	沖縄県における施設・区域の整理・統合への取組の開始（昭和49年1月23日）	120
第7節	環境整備法の制定（昭和49年6月27日）	126
第8節	環境整備法に基づく特定防衛施設等の指定の開始（昭和50年3月10日）	132
第9節	小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定の締結（昭和50年10月4日）	136
	キーパーソンの証言7 「議会回想記」 水野 智之氏（当時：小松市議会議員）	139

時代の潮流

昭和47年5月15日、沖縄が返還され、同日以後、沖縄から日本本土に渡る時にパスポートは不要となり、通貨はドルから円となった。

同年9月、日中両政府は国交正常化の共同声明に調印した。国内においては、中華民国（台湾）との関係を考慮した反対意見も強かったが、田中内閣総理大臣の決断により、我が国は中国大陆本土の政府と国交を結ぶこととなった。この日中国交正常化に伴い、同年10月にはジャイアントパンダ「ランラン」と「カンカン」が中国から我が国に贈られ、2頭のいる上野動物園には連日人々が詰めかけるなど、たちまちパンダブームが起こった。

昭和48年10月に第4次中東戦争が勃発した。石油輸出国機構（OPEC）に加盟するペルシャ湾岸産油6ヶ国は、原油価格の引き上げや、イスラエル支援国への輸出禁止を決定し、我が国では、急遽三木武夫副総理を中東諸国に派遣して、我が国の中東諸国に対する立場の説明に奔走することとなった。国内では、列島改造ブームによる地価急騰で急速なインフレが発生していたが、この

オイルショックに便乗した値上げが相次ぎ、さらにインフレが加速された。他方、テレビの深夜放送の休止、ネオンの早期消灯等の省エネ対策も執られた。

昭和38年8月のトンキン湾事件に端を発したベトナム戦争は、翌39年の米軍の北爆などで本格化し、最大で50万人を超える米軍兵士が投入されたが、米国内では反戦運動が大きく盛り上がった。その後、ベトナム戦争に反対する国際的な世論の盛り上がり背景として、パリで和平交渉が進められ、48年1月、パリ協定の調印により、米軍の南ベトナム撤退等が確認された。米軍のベトナムからの撤退後、50年3月、北ベトナムは、南ベトナムを全面攻撃し、同年4月に南ベトナムの首都であるサイゴン市（現ホーチミン市）が陥落して、ベトナム戦争は終結した。

昭和51年7月、ロッキード事件が発覚し、日中国交正常化の立役者であり、「今太閤」と称された田中前内閣総理大臣等が受託収賄罪等の容疑により逮捕され、58年10月には実刑判決を受けた。

第1節

沖縄の我が国への返還と 那覇防衛施設局の設置

(昭和47年5月15日)

....Outline....

昭和20年の沖縄戦中から米軍（後に米国）の統治下にあった沖縄は、昭和47年5月15日ようやく我が国に返還され沖縄県となった。

沖縄の我が国への返還は、新しい沖縄県の誕生であると同時に、日米地位協定が適用される新たな地域の出現でもあり、防衛施設庁は、返還前から米軍への施設・区域の提供手続や在沖米軍の労働者の雇用方法の変更等のため、米軍、関係省庁、琉球政府、労働組合等との交渉、調整に奔走し、沖縄返還の日を迎えた。

沖縄返還の日、那覇防衛施設局が設置され、防衛施設庁本庁及び各防衛施設局、琉球政府等から集まった約350名の職員が初代の同局職員となり、防衛施設行政の最前線の拠点たる同局において沖縄における困難な基地問題に取り組むこととなった。

● 背景と経緯

(沖縄戦と米軍による統治)

沖縄県は、第2次世界大戦において、多数の住民を巻き込んだ大規模な地上戦が行われた日本国内で唯一の地である。



沖縄を焦土と化した沖縄戦（提供：毎日新聞社）

米軍は、昭和20年3月26日、慶良間列島に上陸した後、同年4月1日、延べ約54万人の兵力と約1,500隻の艦艇をもって沖縄本島西海岸（読谷、嘉手納、北谷）に上陸した。

沖縄を守備範囲とする第32軍等に対する米軍の攻撃は「鉄の暴風」と言われるほどすさまじく、日米両軍と沖縄の住民あわせて20万人とも言われる犠牲者を出し、同年6月23日の日本軍の組織的抵抗の終結を見届

けて、同年7月2日、米軍は沖縄戦の終結を宣言した。

米軍は、沖縄戦開始直後の同年4月1日（日付については諸説ある。）海軍軍政府布告第1号（ニミッツ布告）を公布して、沖縄における我が国政府のすべての政権の停止と政治及び管轄権並びに最高行政責任の占領軍事司令官（ニミッツ元帥）への帰属を宣言した。

我が国政府がポツダム宣言を受け入れ、連合国軍が占領を開始した後、沖縄では琉球軍司令部の司令官が軍政長官を兼務するなどの時期を経て、昭和25年12月5日、米極東軍総司令部の「琉球列島米国民政府に関する指令」の発出により、琉球列島米国民政府（米国民政府）がつくられた。

昭和27年2月29日、米国民政府は布告第13号を公布し、同年4月1日から「立法機関、行政機関及び司法機関を備えた琉球政府を設立する（第1条）」こととしたが、「琉球政府は琉球における政治の全権を行うことができる。ただし、琉球列島米国民政府の布告、指令に従う（第2条）」ものとされた。

昭和25年6月25日の朝鮮戦争の勃発は、米国に沖縄の軍事的価値を改めて認識させ、昭和27年4月2日の対日平和条約の発効により我が国が独立した後も、対日平和条約第3条は沖縄及びその住民に対する「行政、立法及び司法上の権力の全部又は一部を行使する権限」は米国が有する旨規定し、昭和29年1月7日、アイゼンハウアー米大統領も一般教書演説の中で「沖縄の基地を無期限に保持する」旨表明していた。

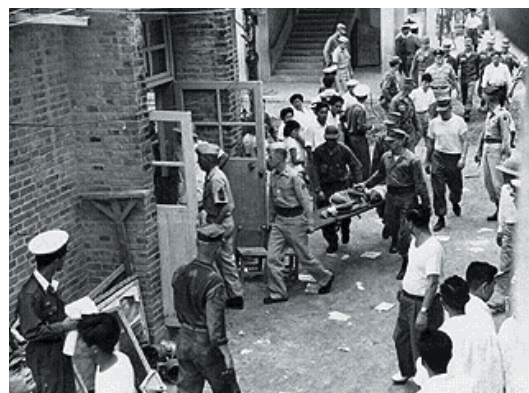
これらと歩調をあわせるように、昭和28年4月3日、米国民政府は布告第109号（土地収用令）により、米国民政府民政副長官が暫定的又は無期限に必要な土地を収用できる旨公布した。

この布告により、沖縄では大規模な米軍基地の拡張が行われ、これに対して「島ぐるみ闘争」が生起する事態となった。

また、沖縄においては、米軍関係の事件事故が後を絶たず、昭和34年6月30日に発生した小学生11名を含む死者17名、重軽傷者121名、住宅等25棟が全半焼した石川市（現うるま市）の宮森小学校への米軍機墜落事故や、昭和40年6月11日に発生した読谷村における米軍ヘリコプターからのトレーラー落下による小学生1名の圧死など



島ぐるみ闘争（提供：沖縄県庁）



宮森小学校への米軍機墜落事故
（提供：沖縄タイムス社）



佐藤内閣総理大臣
(提供：共同通信社)



沖縄返還協定調印式 (提供：毎日新聞社)

重大かつ悲惨な事故が多数発生した。

このような状況もあり、沖縄においては昭和30年代前半から沖縄返還運動が本格的に組織化され、本土においてもこれに呼応する動きが高まった。

昭和39年11月、沖縄返還を「戦後の日米間の最大の懸案」とする佐藤栄作氏の内閣総理大臣就任以後、この問題に関する日米間の協議が本格化し、ついに昭和44年11月21日、ワシントンでの日米両首脳の会談後発表された「佐藤・ニクソン共同声明」によって昭和47年までの沖縄の我が国への返還が現実のものとなった。

昭和46年6月17日、日米両政府は沖縄返還協定に調印し、昭和47年1月7日、サン・クレメンテでの日米首脳会談における「昭和47年5月15日を沖縄の日本への返還期日とする。」旨の「佐藤・ニクソン合意」により沖縄返還の日が確定した。

(沖縄返還への政府としての取組)

「佐藤・ニクソン共同声明」により昭和47年中の沖縄返還を目指した政府はそのための準備を進めるため、それまで沖縄関係の事務を担当していた総理府の特別地域連絡局を改組することとし、昭和45年5月1日、「沖縄・北方対策庁設置法（対策庁設置法）」（昭和45年法律第39号）の公布・施行により、総理府の外局として沖縄・北方対策庁（対策庁）が設置された。

対策庁は総務部及び調整部からなり、定員72名を有し、那覇には沖縄事務局が置かれた。

対策庁の沖縄関係の主たる任務は、「沖縄（中略）の復帰に関し、その準備のための施策を推進し、並びに沖縄の経済及び社会の開発及び発展を図り、あわせて（中略）沖縄（中略）に係る国の行政事務（外務省の所掌に属する事務を除く。）を総合的に行うこと（対策庁設置法第3条）」とされた。

防衛施設庁も、昭和46年11月10日現在、対策庁の沖縄事務局に85名の職員（次長1名、調査官1名、班長4名、その他の職員79名）を出向させ沖縄の返還に備えて各種の業務に従事させた。昭和46年度の防衛施設庁の定員が3,208名であったことを考えれば、沖縄の返還のためにいかに多大の人員が割かれたかが理解できる。

対策庁の設置に先立つ昭和45年3月31日に閣議決定された「沖縄復帰対策の基本方針」においては「復帰に備えて政府が行うべき主要な準備措置」として「地位協定の適用準備」も盛り込まれていた。

これは、政府が、沖縄に多数所在する米軍基地を日米地位協定上の施設・区域へ変更するための手続など、沖縄の返還により沖縄に新たに安保条約及び日米地位協定が適用されることに伴って生ずる問題を重要視していたことの表れと考える。

沖縄では沖縄戦等によって土地の形状が大きく変更されたり、土地の所有関係を記録した帳簿類が滅失したため地籍が不明確となっている土地が相当数存在し、このことが米軍基地を日米地位協定上の施設・区域として提供する際の大きな問題となっていた。

政府としては、施設・区域の提供も含めて、このような沖縄の土地にかかわる問題は、沖縄の返還に際しての重要な問題として、昭和46年9月3日、沖縄の諸制度と本土の諸制度を円滑に一体化して返還に伴う混乱を最小限にとどめ、復帰後の発展の基礎をつくるための施策として閣議決定された「沖縄復帰大綱（第3次分）」に「所有不明土地の管理」として盛り込まれた。

これらのうち、特に施設・区域の提供は、防衛施設庁が政府部内で主体的に実施することが期待された施策であったことから、防衛施設庁は、上記のように対策庁に多数の職員を出向させるとともに、後述するように庁内に特別の体制を組んで、全庁的に取り組む必要があった。

（沖縄返還への防衛施設庁の取組）

これまで述べたように、返還時の沖縄には多数の米軍基地が所在し、これらを沖縄返還の日から日米地位協定上の施設・区域として改めて在沖米軍に提供する手続を実施することが必要であった。

また、当時、沖縄には米軍関係の直接雇用労働者が4万人から4万5,000人程度存在したと推定され、これらの者については、本土と同様、日米地位協定により政府（防衛施設庁）が雇用した後その労務を米軍に提供することとなる者については所要の手続を実施する必要があった。

防衛施設庁は、これらの重大な問題に全庁的に取り組むため、昭和44年12月3日、防衛施設庁長官を本部長とする「沖縄準備本部」を設置し、沖縄にかかわる防衛施設庁の事務の処理方針について審議するとともに、同日、同本部の下にこの事務をつかさどる「沖縄準備室」を設置した。

昭和45年12月7日、防衛施設庁は、これらに代えて総務部調停官を長とする「沖縄対策本部」及び防衛施設庁長官を議長とする「沖縄対策会議」を設置し、

- ① 沖縄における施設・区域の米軍への提供
- ② 沖縄における自衛隊施設の取得
- ③ 沖縄における米軍等のための労務の調達

等の事務を迅速、円滑、かつ、適切に処理することとした。

（施設・区域の提供をめぐる問題）

返還直前の沖縄に所在する米軍基地は、「全県土の14.8%に相当する約353平方kmに及んでおり、沖縄本島についてみると、実に27.2%が米軍基地（「沖縄の米軍基地（平成10年3月）沖縄県総務部知事公室基地対策室」という状態であった。

返還後に在沖米軍が使用することとなる基地は、すべて日米地位協定に基づく施設・区域として国（防衛施設庁）がその使用権原を取得し、所要の手続を経て提供することが必要であった。

防衛施設庁は、この施設・区域としての提供に当たっては土地等所有者の同意に基づく使用権原の取得が重要と判断し、これら所有者に対する説明等に全力を尽くした結果、返還前日の昭和47年5月14日の時点で、必要な土地等の所有者の90%以上から契約同意を得ることができた。

しかしながら、必要となる土地の財産区分の詳細が不明であること等から、すべての所有者からの契約同意を得ることは事実上不可能であった。

このため、政府として必要とする土地等の使用権原を確保するために、同年4月25日及び同年5月9日の2回にわたり、契約同意を得ることができなかった土地等について、「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和46年法律第132号）」に基づき暫定使用する86施設を閣議決定し、うち国有地のための5施設を除いた81施設を同法第2条第2項第1号の規定に基づき防衛施設庁長官が昭和47年4月27日及び同年5月11日の2回にわたり告示した。

（在沖米軍労働者の雇用方式の切替をめぐる問題）

沖縄の返還に備えて、防衛施設庁は、昭和45年6月15日から同月25日までの間、労務部労務連絡官等5名の調査団を沖縄に派遣したのをはじめとして、返還時の日米地位協定の適用を円滑にするための準備として数次にわたり職員を沖縄に派遣して調査に当たさせた。

特に、在沖米軍等労働者の労務管理に関しては、これらの者の雇用方式を米軍の直接雇用から本土並みの我が国政府による間接雇用に変更する等の重要かつ複雑な課題があったことから、昭和46年11月24日から返還直前の昭和47年5月14日までの間、本土政府派遣団に5名の労務部職員を派遣して調査等に当たらせた。

この間接雇用への切替に当たって最大の問題となったのは、在沖米軍等労働者の給与と勤務条件に係る既得権をできるだけ維持しつつ、いかにして本土並みの給与や労働条件に移行させるかであり、このための協議が防衛施設庁と在日米軍司令部との間で鋭意行われた。

その結果、同年1月26日、沖縄の返還と同時に本土並みの間接雇用に切り替えるに当たって、円建てによる給与の切替レートをどのように設定するか、号俸の切替方法をどのよ

うにするかなどの条件について仮合意に至り、以後、これを元に防衛施設庁と全沖縄軍労働組合との折衝が開始されたが、同組合は直接雇用から間接雇用への切替条件を不満として同年3月7日から大規模なストライキに突入し、同年4月13日の防衛施設庁長官の訪沖による直接交渉の結果ようやく一部を除きストライキを中止するに至った。

このような経過を経て、沖縄の返還の直前の同年5月13日、ようやく在沖米軍等労働者の雇用方式を間接雇用に切り替えるために必要な労務提供契約（基本労務契約（MLC）、船員労務契約（MC）及び諸機関労務協約（IHA））の改定が行われた。この結果、新たに間接雇用に移行された在沖米軍等労働者はMLC15,355名、MC168名、IHA4,363名の多数に及んだ。

なお、沖縄の返還後の在沖米軍等労働者の労務管理業務は、機関委任事務として本土並みに沖縄県が実施することとなったが、これを円滑に行うため、防衛施設庁は、この業務を担当することとなる琉球政府職員を返還前に防衛施設庁に招くなどして数次にわたり研修を実施した。

● 那覇防衛施設局の設置

防衛施設庁は、このような職員の努力を積み重ねて沖縄返還の日を迎え、沖縄返還の日、防衛庁設置法などの改正により当時第9番目の防衛施設局として「那覇防衛施設局」が那覇市に設置され、初代局長に銅崎富司氏が就任し、次長並びに総務、施設、建設及び事業の4部、440名の定員で業務を開始した。

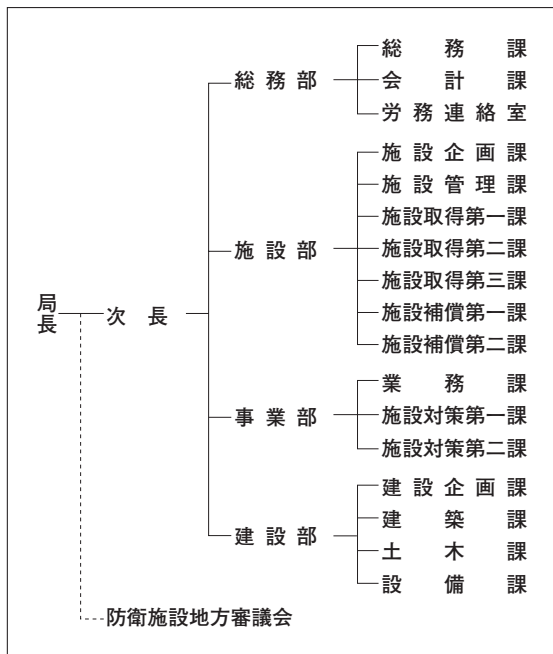
平成4年11月に那覇防衛施設局が発刊した「おきなわ 那覇防衛施設局の20年」は、同局の設置時に在職した職員による座談会を企画し、次のような職員の苦労話を掲載している。

- ・琉球政府から100名の職員を那覇防衛施設局に採用する予定でいたところ、これを良しとしない向きがあり、ようやく「施設庁に行く職員は一旦（沖縄）開発庁に発令し、即日、施設庁に出向させる」こととなり、事なきを得た。
- ・「当時350名の職員をもって開局したものの、それだけの職員が入れるだけの庁舎がなかったので那覇市の儀間本店ビルと浦添市の和光ビルの、2ヵ所に分散」せざるを得ず、「建設部は、いつも入札業務があり、入札前に局長印をもらいに行かなければならず、印をもらいに儀間本店ビルに来るまで普通の時間帯では2時間もかかった。」



沖縄返還の日に掲揚される日の丸
(昭和47年5月15日 提供：沖縄タイムス社)

那覇防衛施設局の組織図（昭和47年5月15日現在）



沖縄返還を伝える新聞
（昭和47年5月15日 沖縄タイムス）

那覇防衛施設局は、設置の日から今日まで常に日米安保体制を支える防衛施設行政の最前線として、沖縄県に所在する多数の施設・区域等の安定的な運用の確保、労務管理などの数多くの困難な課題に取り組んできており、その規模も平成18年度末定員で462名という最大の防衛施設局となった（平成19年度には沖縄防衛局（仮称）となる予定）。



発足当時の那覇防衛施設局庁舎（左：儀間本店ビル（那覇市）右：和光ビル（浦添市））

● 那覇防衛施設局の嘉手納町への移転

那覇防衛施設局は、昭和47年5月に設置されてから今日まで35年間那覇市に所在してきた。同市には沖縄県の県庁が所在するほか、国の行政機関も置かれており、同局がこれらの関係機関との連絡調整を行うには都合は良かった。

一方、平成8年8月19日内閣官房長官の懇談会として設置された「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会（いわゆる「島田懇談会」）」の基地所在市町村振興のための特別プロジェクトとして、嘉手納町は「嘉手納タウンセンター」の整備等を計画した。

この計画は、嘉手納町においては嘉手納飛行場等の施設・区域が同町の面積の約83%を占め、これらの返還の見通しも得られないため、同町においては面的拡大の余地がないこと等の事情を踏まえ、同町の活性化のための中核的プロジェクトとして、その拠点となる多目的ビルの建設、町民広場の整備などを嘉手納ロータリー周辺において行おうとするものであった。

宮城嘉手納町長は、この「嘉手納タウンセンター」への那覇防衛施設局の移転がこのプロジェクトの成否の重要な要素になるとして、同年11月13日、正式に本移転を防衛施設庁に要請し、以後、同庁はもとより橋本内閣総理大臣、梶山内閣官房長官、久間防衛庁長官等に対しても要請を重ねた。

また、平成9年3月28日、嘉手納町議会が本移転を要請する決議を行い、沖縄県中北部18市町村長も本移転に賛同しこれを支援する趣旨の文書を作成した。

宮城嘉手納町長は、同年4月28日この文書を添付した要請文により本移転の実現を要請するなどの、その実現に向けた熱心な働きかけを続けた。

防衛施設庁は、同町長のこのような働きかけを重く受け止め、那覇防衛施設局の嘉手納町への移転の実現可能性について、「嘉手納タウンセンター」の整備の進捗状況、移転後の同局庁舎等の管理方法、移転に要する経費、同局職員の宿舎や通勤手段の確保等の可能性など様々な観点から鋭意検討を進め、あわせて、同町が位置する沖縄県中北部には広大な嘉手納基地をはじめとする多くの施設・区域が集中しているという事情なども考慮し、平成10年10月29日本移転を正式に決定し、公表した。

その後、具体的な移転時期の検討などが進められており、「嘉手納タウンセンター」が完成する平成20年度初頭には本移転が完了する運びとなっている。



那覇防衛施設局が入居予定のロータリー1号館
(嘉手納タウンセンター内)
(撮影：秋田幹雄)

敬愛する施友よ

元那覇防衛施設局施設部施設管理課長
(当時：那覇防衛施設局総務部会計課総括補佐)

垣花 恵蔵氏



昭和47年（1972年）5月15日、私は島田豊施設庁長官より辞令を戴いた。さて、こういう類いの辞令書は、今後も発令することもないだろう。何故なら、昨日まで第2次大戦に敗れた1945年8月15日より米軍支配の政治機構の下に生活していた琉球政府の公務員であったからである。渴望していた日本国憲法下のこの辞令書は、貴くもありまた珍しくもあり文化財的なものであると言えよう。発令事項には次のことが書いてある。「昭和46年法律第129号第32条の規定により防衛施設庁職員となった。防衛庁事務官任命云々」とある。

初代局長は銅崎富司氏、会計課長は石井良一氏である。つい昨日の昭和47年5月14日までは琉球政府公務員であったわれわれ38名の継承職員、元米軍基地雇用員等（新設：88名）が一夜明けた5月15日の朝には日本国政府職員として防衛施設庁那覇防衛施設局の発足式に参列する歴史的な機会を経験したのである。

昭和47年当時の那覇市は、大型の高層ビルは珍しく、せいぜい2、3階建ての小型ビルが主で当然那覇局職員351名を一同に収容可能な庁舎とて無い。総務部と事業部は那覇市久茂地の儀間ビル、施設部と建設部は浦添市港川の和光ビルに入居した。局長決裁等も両ビル間に就航するシャトルバスに乗って行く等かなり不便を強いられた那覇局の船出であった。

しかし、施設部と建設部が入居していた和光ビルの地階のレストランには、米軍支配下の名残であったのか、第3国人が経営するトップレスバーがあり、土民軍と称された真面目一方の我が那覇局職員も、トップレス嬢が踊るゴウゴウダンスを前に食べ慣れないホットドッグとコーヒーを食したのもつい昨日のような思い出である。アメリカ世からヤマト世へと移ろい行く世相の狭間を垣間見せた基地の街の和光ビルが施設部と建設部が入居した庁舎であったが、今では両ビルともすでに無い。

さて、待ち望んでいた日本復帰の日、昭和47年5月15日の沖縄、梅雨時には非常に珍しいほどの雷雨豪雨は、明日の我が局の先行きを暗示でもするかのような大荒れに荒れた那覇局開局の日であった。

街は昨日まで使ったドル通貨が日本円切り替えとなるあれやこれやで混乱し、局周辺

には赤旗を先頭に自衛隊反対の政治団体等が自制を失った川の如くに氾濫し、発足間もない局舎は連日連夜の抗議行動で不穏な状況に至っていた。

カクマル集団の火炎瓶による庁舎の器物損壊事件、局前の電柱には、「施設局帰れ、悪魔帰れ、人殺し、自衛隊住民登録反対」等々の看板が林立していた。小生の家までも抗議の電話があり、色々不安もあったが、現地採用の職員も、我が国の国防や沖縄県発展のために些かなりにも貢献したいとの堅い決意に燃え、業務に精励し朝早く出勤し深夜まで残業した。局長を中心に幹部はもとより同僚の心温まる融和と団結があったからできた。心から深く感謝申し上げます。

私は、施設部課長時代にも、色々と思い出深い仕事もさせて戴き喜びと誇りを感じた。提供施設区域の賃貸借交渉にも率先躬行し毎日、100km余の道程をこなし、未契約者を激減せしめた。また、法の空白にも出会った。沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律の改正が国会で頓挫した。為に、昭和52年5月14日午前零時失効した。公用地法違憲訴訟共闘会議（18団体）大衆を動員し嘉手納飛行場等に立ち入ること等で騒然となる。私は、同飛行場の立入事務の責任者として勤務中冷静さが必要だとし、琉歌を詠みながら一日一日対処した。

① 法の空しさよ 世間驚るかち

奥山の心境他者ぬ知ゆみ

（訳：法がないので世間は騒然となった 奥山正也局長の心は他者でははかり知れない）

② 哀れ空しさよ 力ねん法よ

根本まで立っちゃしが 忘れて呉りるな

（訳：あわれ法律の空白よ 力のない法律よ 根本武夫（次長）も 陣頭指揮しているのを忘れないでと）

③ 思てままならぬ 基地ぬ問題や

平（平晃施設部長）と肝合わし

実ぬていかな

（訳：思っても基地問題は難しい 平施設部長と心合わせて実りあるものにしようではないか）

さて、この度我々がこよなく愛した防衛施設庁が、防衛庁の省昇格に伴い解体されることになった。

敬愛する施友よ、益々、伝統ある融和と団結で我が国防のため輝き給え。